

【第13回津志田保育園保護者説明会】

- ◆ 日 時 平成19年2月3日(土) 10時00分～
- ◆ 場 所 津志田保育園
- ◆ 出席者 津志田保育園保護者 2名
- ◆ 内容等

⇒ 1月17日には市長が津志田保育園に来て説明を行った。これまでずっと説明会を行ってきたが、出席者が固定してきた。出席している保護者から、出席していない保護者に対して説明を行うべきだといわれている。1月17日には、市長からも多くの保護者に対して説明するよう言われている。今回は一度も参加していただいていない方に案内を差し上げた。今までの説明会でも3人や5人のときもあった。1人でも2人でも説明を行う。疑問や不安があれば、お伺いしたい。保育だけでなく児童福祉でこういうことをしてほしいという要望があればお聴きしたい。

⇒ 貴重な時間をお借りする。今日で13回目になる。出席されていない方にも資料をお渡ししているが、ペーパーだけでは、意を尽くせないところもあるし、1人でも多くの方からご意見を頂戴したいという考えでこういう形で設定させていただいた。忌憚のないご意見をいただきたい。それでは始めさせていただく。

⇒ 8月に保育所民営化を公表して、保護者の方には、資料をお渡ししている。

○ 8月から保育所民営化に対して説明を行っているようだが、全然分からなかった。その後、保育所へ入園した。園長から民営化に関して説明を受けた。

⇒ 入所の際に説明はあったが、疑問な点や不安な点は、何かないか。

○ 特にない。時間遅くまで預かっていただいているし、土曜日も預かっていただいているので。

⇒ 保育所を選ぶ基準は、自分の勤務先に近いとか、自宅に近いとか、そういうことなのか。

○ 保育所へ送り迎えしなければならないから、夫婦で同じ職場で働いているわけではないので、保育所へのアクセスの問題だと思う。

⇒ 津志田保育園については、平成20年の4月に民営化を行う。他の都市では、民営化するときに保育士が替わって児童への影響があると考えられている。平成19年度は、公立の津志田保育園で保育を行うが、移管先法人から保育士3人来ていただいて、現在の津志田保育園で児童や保護者に慣れていただく。さらに10月から保育士3人入って合計6人の保育士が移管前に働いていただく。4月に全員変わらないようにした。他の市町村でも民営化を行っているが、引継保育の期間は3か月が多いようだ。平成20年の4月に民営化を行うとすれば、その年の1月から何人かの保育士に来ていただいて、引継ぎを行っている。

全国で700から800か所の保育所が民営化を行っている。盛岡市としては、他の市町村ではそれでうまくやっているというが、児童のことを考えたときに、もう少し長い時間を掛けて慣れていただいたほうが良いのではないかとということで1年間の引継期間とした。

保護者説明会の1回目や2回目で様々な質問が出た。私立になると保育料が上がるとか、

給食が変わるとか様々な質問がでた。保育料については、私立になったからといって変わらない。また、そのことについて説明会で説明しているが、資料や会議録については市のホームページにあげている。

○ 自分の子どもは、今年の春に小学校へ上がる。自分の子供たちは、あまり関わりのない話なので、参加しなかった。最初に出た方から聞いたところでは夜7時から9時、10時ころまで行ったと聞いているので参加するのが大変だと思った。

⇒ 子育て支援は、小学校に上がった児童に対しても行うので、ご意見ご要望があればいただきたい。民営化になると何を心配されているのか。

○ 民営化になることで何を心配しているのか。資料をみると、なるほどそういうものかなと思う。最初は、0歳から3歳まで、民間の保育園に預けたが、すごく親身になっていい保育だった。そのようになるのであれば、移行するとき子どもたちが大変かもしれないが、平成19年4月から3人の保育士に入ってやっていただくので、影響がなければ良いのかなと思う。

⇒ 平成19年度は、津志田保育園としてやっていただくので、身分も公務員の身分を与えて、園長の指揮命令の下、保育士としてやっていただく。引継保育といっても引継だけずっと行っているわけではない。保育の担任も持っていただき通常の保育をおこなっていきながら引継ぎを行う。

今まで保育士が8人のところ、9人の体制で1人多い状態で余裕を持った状態で、保育を行う。

○ 児童センターは、18時まで開所時間なので、ある程度学年が上がればよいのだろうけれど、初めのうちは、児童センターから1人で帰れるか心配だ。

⇒ 児童センターについても、なんとか1時間延長したいのだけれど、1時間延長にかかる費用も結構かかる。土曜日だとお友達が来ないので、利用児童は少ない。

⇒ 次の広報に児童センターの利用の仕方や登録の仕方について載っているのでご覧ください。

⇒ お子さんが病気になったとき大変だからという話が前に出たが、どうか。

○ 病気のときは、保育所に預かっていただけない。祖父母にお願いしたりした。病院でもみていただけたところもある。会社の理解をなんとか得て、どうにか乗り越えてきた。

⇒ どちらの病院で。

○ 川久保病院だ。

⇒ そういった部分も増やしてほしいということなので、来年から病後児保育を1か所増やす予定だ。

⇒ 病後児保育は、もりおか子ども病院と川久保病院で行っている。定員が各々4人と6人なので、十分でないときがある。

民営化で生み出された財源で来年1か所増やすこととしている。保育所の運営費の多くは人件費だ。公立保育所は、公務員なので、保育士がどうのこうのということではなく、システムとしてコストがかかる。民間に移管することにより運営していきたい。運営のコストの

差が出るので、市としては、それを子育て支援に充てたいという考え方だ。他の都市では、財政状況の改善を図るために民営化を行っている。盛岡市は、そういう考え方とまた違う。

盛岡市の予算は、950億円で児童福祉費は100億円くらい使っている。財源が増えないという状況のなかで、児童福祉の予算を維持拡大するのは難しい状況だ。民営化により生み出された財源で、1時間延長から2時間延長にするとか、都南地区で休日保育を行っているところがないので、休日保育を行うとかを考えている。津志田保育園は、1歳児からの保育所で、0歳のお子さんを持っている方は、どちらでも満員で預けるところがない状況なので、0歳の保育を行うこととなっている。

- 今年の1月から保育所に入れたということだが、今まではどちらで預けていたのか。
- 託児所だ。
- ⇒ 何月から空きを待っていたのか。
- 入所の申込みは、昨年3月からだ。
- ⇒ 大変申し訳ない。
- しょうがない。
- 私も最初2、3か月認可外保育所で待っていた。保育所に入るようになってから私立保育園だとか幼稚園の違いが分かった。とにかく預かってもらえればと思っていた。0歳児を受け入れる保育所は、とても少ないように思う。
- ⇒ 国の補助制度の変更で、公立は、施設の改修は難しい。また、定員を拡大しているが、なかなか児童が入れない状態である。しかし、民営化の条件として、定員の枠の拡大や0歳児の定員枠を拡大していただけるよう条件を付すようにしていく。
- (保育所に児童が入れないのは)しょうがないのでは。保育所にも定員があるので。入れない場合は、託児所もあるし、それがダメなら何とか考えるしかない。可能性を追求するよりあきらめている方が多いのではないのかな。待っていると入れることもあるので。もし民営化により(児童定員の拡大の)可能性がどんどん広がっていくのなら、それはいいのでは。
- ⇒ 保育園に入れ不了なのは行政として、非常に申し訳ない。12月に90人定員の新しい保育所を開園したが、2月の段階で一杯になっている。現在、津志田保育園の定員は90人だが、民営化により少しでも拡大していただけたら。
- 移管先は決まったのか。
- ⇒ 募集中だ。移管先は、社会福祉法人・財団法人で、岩手県内で保育所を運営しているところになっている。今月中には法人を決めたい。法人が決まれば、保護者に紹介したあと、どのようにしていくかを保護者の代表の方と話し合っていきたい。
- 1年間は公立保育所として行っていく。1年間は、移管後の保育所運営について決めて生きたいし、子供たちの状況を見ていきたい。引継保育は、法人から保育士に来ていただいて行事を覚えていただいて、津志田保育園の保育運営を覚えていただく。
- 市としても巡回して、フォローを行っていくし、保護者・移管先法人・市の三者で懇談を行っていききたい。

保育所以外で福祉行政とかについて聞きたいことがあるか。

前は、乳児医療費の話が出て、所得制限があるがそれについてどうにかならないかという話がでた。それについては、小学校就学前まで所得制限をなくする方向で進んでいる。

もし、要望があれば、民営化の財源で対応していけるものもあると思うので。

- それほど要望しているものはない。説明会の中で実際苦労している話を聞いたわけだから。様々な対策をとられているし、デメリットよりもメリットが多ければ。1年間の準備期間をかけている。どのようになるかが分からないが、何かあったときにすぐに対応していただけたらと思うので。

⇒ もし要望等があれば、園長等やメールとかいただけたら。そういう直接の声を聞きたいということでこちらにきた。

- 今、臨時保育士が頻繁に代わるのはなぜか。その方の事情があるのだろうけど。

臨時保育士は頻繁に代わっているの、児童へはそれほど影響はないように思う。臨時保育士は短い方は3か月で代わっている。できれば1年間とか任用できないか。

⇒ 地方公務員法という法律があって臨時保育士は1年を超えて任用できない。そのほかに市の任用の基準で、6か月と6か月で最長で1年だが、1年を超えるときは3か月の期間休まなければならない。それで影響が出ているかもしれない。市の臨時として任用することができない。私立保育所は、地方公務員法とかに縛られないので、1年ずつというような期間で、同じ保育士が連続して雇用できる。

⇒ 私立保育所では、正職員とか臨時職員とかの区別がつきにくいのでは。臨時保育士は、1年単位で任用するケースが多いからだ。公立では1年間務めた場合は、必ず3か月空けなければならない。

⇒ 公立保育所は4から5年で定期人事異動はある。臨時保育士は、1年勤めた後最低3ヶ月空けないと任用できない。

4月にどうしても職員が変わるので、公立保育所の弱点。公立は、18園が均質化しているが、民間はそれぞれ個性がある。しかし、基本的保育は、公立だろうが、私立だろうが変わらない。

市が直接行っているのが公立、委託しているのが私立保育所ということになる。